

尾花沢市立福原中学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止に向けた基本方針
(1)学校教育全体を通して、生徒が自他の「生命」の尊さと、人間としての「生き方」の自覚を促し、育んでいく「いのち」の教育を進めていく。 (2)教育活動全体を通して、誰もが安心して、豊かに生活できる、居心地のよい学校・学級づくりを進めていく。 (3)いじめは、どの学級にも、どの生徒にも起こりうるという強い認識のもと、いじめを未然に防ぐとともに、いじめが発生した場合は、いじめは絶対に許されないことという立場に立ち、早期に解決できるよう、生徒を見守る大人がそれぞれの役割と責任を自覚し、組織的に対応していく。

いじめ防止対策委員会
○教頭、生徒指導主事、養護教諭、当該学年主任及び担当 (必要に応じて、部活動指導担当やSC等の専門家) (1)いじめ防止基本方針の策定 (2)いじめの未然防止・早期発見・適切な対処に係る諸活動の計画 (3)いじめ防止に係る諸活動の点検、評価、見直し (4)いじめ防止に係る教職員研修の実施 (5)いじめ防止基本方針、並びに諸活動の、保護者や生徒、関係機関への公開・説明・啓蒙 (6)専門的な知識を有する関係者等との連携 (7)その他いじめ防止に関わること

学校としての取り組み
【いじめの定義】 いじめとは、生徒に対して当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめの態様】 ①冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 ②仲間はずれ、集団による無視をされる。 ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 ④個人の所有物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり捨てられたりする。 ⑤パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等 【いじめの解消】 ①いじめに係る行為が止んでいること。少なくとも3か月を目安とする。 ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめの未然防止	いじめの早期発見	いじめの適切な対応
人権尊重の精神に基づく教育活動の展開とともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。 (1)教育活動全体を通して、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会や安心できる居場所(合唱、ボランティア等)を提供し、生徒の自尊感情や自己有用感を育む。 (2)学級集団を核として、生徒がいじめ問題を自分や自分たちのこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。また、年2回Q Uを実施し、居心地のよい学級経営に努める。 (3)人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方、生命の尊さ等についての学習を深める。 (4)生徒会活動の一環として、生徒による主体的な絆づくりの活動や、問題解決能力を育む活動を仕組む。 (5)生徒同士のかかわりの中で、「分かる」、「できる」と生徒が実感でき、日々の生活や授業に前向きに取り組むことができるよう取り組む。	学校・家庭・関係機関の多様な目で、いじめに気づき、いじめを見逃さない努力を行う。 (1)良好な人間関係づくりを通じ、いじめを訴えやすい学級経営に努める。また、学級通信等で保護者や地域へも学校や生徒の様子を発信し、相談しやすい環境づくりに努める。 (2)学習生活アンケートやFukuchu Life Check, Fukuchu Life (生活ノート)、二者面談等の機会を通して、生徒の声に耳を傾ける。どんな記載内容や訴えであっても、真摯に対応する。 (3)インターネット上の書き込み等、大人が気づきにくい形のないいじめもあることを認識し、例えば小さいサインであっても生徒の変化(表情、声、座り方、教室環境等)を見逃さない。 (4)いじめの芽を発見した際は、生徒支援委員会やいじめ防止対策委員会に迅速に報告し、全教職員で情報を共有する。 (5)教職員同士の同僚性を高め、お互いに相談しやすい職場づくりに努める。	詳細な事実認識のもと、適切で組織的な対応を行い、関係者が納得する解消を目指す。 (1)いじめられている生徒や保護者の立場に立って、当該生徒等への事実確認を徹底する。 (2)担任等が一人で抱え込むことなく、組織的に対応できるようにする。 (3)いじめられた生徒に寄り添い支える体制や、安心して学習等の活動に取り組むことができる環境の整備に努める。 (4)いじめた生徒には毅然とした態度で指導するとともに、ストレス等の背景にも寄り添いつつ、判断力や社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。 (5)事実に基づき、当該保護者に説明する。 (6)いじめに気づいていた集団にも、自分たちの問題として捉えることができるよう、働きかけを行う。 (7)いじめの解消後も保護者と連絡を密にし、生徒の様子を見守っていく。
家庭との連携		地域との連携
(1)家庭が子どもの教育に関して、第一義的な責任を有し、子どもに規範意識を養うようお願いする。 (2)親として子育てへの積極的参加を促し、子どもの自尊感情を高めるようなかかわりを啓発する。 (3)学校が講ずるいじめ防止等のための措置への協力を依頼する。 (4)ネットモラル等に関する子どもの規範意識の育成を啓発する。		(1)人と関わる楽しさや、人のためになる喜びを実感できるような諸活動の充実を依頼する。 (2)生徒への挨拶と声がけ、校外生活についての情報提供を依頼する。 (3)近所等で困っている生徒や家庭への積極的な声がけと学校(保護者)への連絡を依頼する。

教育委員会や関係機関等との連携 重大事態への対応	教育的諸課題や地域特性から 配慮すべき生徒の対応	取り組みの点検・評価 不断の見直し
(1)いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある等の重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会に報告しその後の調査の仕方などの対応を相談する。生徒の保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。 (2)いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、尾花沢警察署と連携して対処する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときには、直ちに尾花沢警察署に通報し、適切に援助を求める。	(1)発達障がいを含む、障がいのある生徒に対して ① 教職員が個々の生徒の障がいの特性への理解を深める。 ② 個別的教育支援計画、個別の指導計画を作成し、共通理解を図る。 ③ 極端な言動により加害者になる可能性も視野に入れておく。 (2)性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対して ① 教職員、生徒への正しい理解の促進や学校として必要な対応の周知徹底を図る。 (3)インターネット上のいじめに対して ① 社会的影響を含めた情報モラル教育の徹底と教職員の指導力の向上を図る。 ② 生徒会として啓発活動を行う。	(1)いじめ防止に向けた取り組みやいじめ対応の取り組みについて、学校評価を用いて検証し、その結果を、市教育委員会及び保護者・地域に報告する。 (2)いじめ対応の取り組みを、全教職員で評価・検証し、計画や取り組みの改善・見直しにいかしていくようにする。 (3)いじめ防止基本方針について、生徒指導主事を中心として見直しを図り、より生徒や地域の実態に見合ったものにしていく。